

ひたちなか市教育委員会会議録

平成31年 第7回 ひたちなか市教育委員会 4月定例会 会議録					
平成31年4月19日		開会 午後2時00分		閉会 午後4時20分	
○場 所	第3分庁舎 防災会議室3				
○出席委員	教育長 野沢 恵子	委 員 石田 厚子		委 員 白石 愛子	
○欠席委員			委 員 西野 信弘		委 員 石川 拓也
○会議に出席 した構成員	補 職 名			氏 名	出・欠
	教育次長			福地 佳子	出席
	参事兼総務課長			井上 亨	出席
	参事（教育担当）			大内 保広	出席
	参事兼指導課長			樫村 嘉通	出席
	施設整備課長			澤島 恵一	出席
	学務課長			小澤 功	出席
	学務課副参事兼保健給食室長			根本 光恵	出席
	参事兼青少年課長			岩崎 龍士	出席
	中央図書館長			笹沼 義孝	出席
○事務局員	総務課係長			狩谷 智則	出席
	総務課主事			嶋田 ゆりか	出席
○議 事					
1 議案	報告第3号	ひたちなか市奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則制定について【公開】			
	議案第12号	ひたちなか市青少年相談員の委嘱について【公開】			
2 報告事項	(1)	平成31年度各課主要事業について【公開】			
3 その他	(1)	新中央図書館整備基本計画について【公開】			
	(2)	平成31年度教育委員会関係行事予定について【公開】			

平成31年第7回ひたちなか市
教育委員会4月定例会会議録

開会 14:00

教育次長 始めに、4月1日付けで市職員の人事異動がありましたので、順に自己紹介を行います。

(自己紹介)

それでは、教育長よりごあいさつ並びに開会の宣言をお願いします。

教育長 (あいさつ、開会の宣言)

報告第3号 ひたちなか市奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則制定について

総務課長 報告第3号 ひたちなか市奨学資金貸与条例施行規則の一部改正についてご説明いたします。資料は1ページから44ページです。

この規則改正につきましては、前回の教育委員会時に「その他」の事項の中で説明をさせて頂きましたが、今回の規則改正の中には、「奨学資金借用証書」に添付する印紙税の非課税措置の延長に関する改正が含まれております。そして、その根拠となる所得税法等の一部を改正する法律案が、前回の教育委員会の開催日であった3月26日には成立されていなかったため、議案として提案できませんでした。当該法案が3月27日に成立しましたので、去る3月29日に専決処分をしたものであります。

3ページをお開きください。こちらに改正理由を記載しました。今回の改正については、一つは、連帯保証人等の住所要件の改正です。奨学資金を貸与する際には、債権の保全のため連帯保証人等を立てることを義務付けておりますが、現在は市内に住所を有する者でなければならないと規定しています。しかし、貸与者から、連帯保証人等が死亡や転居した場合に、市内に身内が居らず、連帯保証人等を立てられないという相談が寄せられております。このことから、教育委員会がやむを得ない理由と認める場合には、市外の者も連帯保証人等とすることができるように改正したものです。

その他、提出書類の追加、奨学資金の返還猶予の理由に、専門職大学院に在学中であるものを加えること、更に様式の汎用性を高めるための字句等の改正を行ったものです。改正内容を新旧対照表でご説明します。25ページをお開きください。第3条は提出書類の追加です。第4条と次ペー

ジの第 20 条は連帯保証人等の住所要件の改正です。戻りまして第 16 条は、奨学資金の返還猶予の理由に、専門職大学院に在学中を加えたものです。26 ページから 43 ページは様式の変更であります。最後の 44 ページは付則の改正ですが、これが印紙税の非課税措置を平成 34 年 3 月 31 日まで延長する改正となっております。

【質疑、意見等】

特になし

* 報告第 3 号 ひたちなか市奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則制定については全員一致で承認されました。

議案第 1 2 号 ひたちなか市青少年相談員の委嘱について

青少年課長 議案第 1 2 号ひたちなか市青少年相談員の委嘱についてご説明いたします。

本案件は、ひたちなか市青少年相談員について、学校教職員選出の相談員について、18 名の方が人事異動等により退任されましたので、後任の方を委嘱するものです。47 ページは、新任者 18 名の氏名及び所属名でございます。18 名の方の委嘱となります。48 ページは、新任者、後任者の名簿となっております。49 ページから 51 ページは中学校別の名簿となっております。52 ページから 53 ページは、青少年相談員事業実施要綱となっております。青少年相談員の委嘱期間は 2 年となっておりますので、委嘱期間は、残任期間となり平成 32 年 4 月 30 日までとなります。説明については、以上でございます。ご審議をお願いいたします。

【質疑、意見等】

教 育 長 ほとんどの学校で新任の方に委嘱されるのですか？

青少年課長 はい。例年同程度の人数が入れ替わっております。

* 議案第 1 2 号 ひたちなか市青少年相談員の委嘱について、全員一致で承認されました。

報告事項（1）平成 31 年度各課主要事業について

《総務課・施設整備課・学務課・指導課》

総務課長 それでは、総務課の主要事業について、資料に基づきましてご説明させていただきます。

始めに、「1 教育員会会議の運営等」ですが、事業内容としまして、(1)教育委員会会議については、今年度も定例会・臨時会のほか、教育委員の皆さまの研修や施設訪問等を実施したいと考えております。詳細については、本日の次第の「5 その他」の中で、詳しく説明いたしますので、ここでは省略させていただきます。次に(2)教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価につきましては、今年度も引き続き実施し、結果等を市ホームページで公開して参ります。

次に「2 総合教育会議の設置運営」についてですが、昨年度は「教育の大綱」について、市長との協議をいたしました。今年度も事務局となる市長部局の総務課と連携のうえ、開催に向けて取り組んでまいります。

「3 学校教育振興基本計画の進行管理」につきましては、26の重点推進事業がありますが、これらをはじめ、各事業の進捗状況を管理し、点検・評価を実施して参ります。

「4 市立幼稚園再編計画の推進」については、昨年度は計画に基づき、今年度末で閉園予定である4園の4歳児の入園募集を停止しました。今年度は再編後の市立幼稚園の果たすべき役割の実現に向けて、具体的な取り組みについての検討を進めて参ります。

「5 職員労働安全衛生」については、労働安全衛生法に基づく教育委員会事務局の職員に係る定期健康診断の実施など、労働安全衛生事業に取り組むものであります。また、長時間の残業について法改正があったことから、それらに関する取組も強化していく必要性がございます。産業医等と連携を図りながら職員の健康管理といった部分に打ち込んでまいります。

「6 奨学資金貸与事業」につきましては、昨年度に創設した入学準備金は、専修学校及び国公立大学は上限30万円、私立大学は上限50万円を貸与するものですが、平成30年度の実績は、専修学校1名、国立大学1名、私立大学4名の計6名に貸与したところです。また、通常の奨学金貸与につきましては、平成28年度が3名、29年度が1名、平成30年度が2名への貸与と伸び悩んでおりましたが、入学準備金導入の効果もあってか、今年度の申し込みは現時点で8名と増加しているところです。第2回の募集に向けて準備を進めてまいります。

次に3ページの「7 奨学資金返還支援制度」については、昨年度からの新規事業で、本市の将来を支える人材の確保と若者の定住・定職の促進を目的としており、助成額は、申請の前年度に返済した奨学資金の2分の1で上限を10万円としており、最大8年間となっております。

昨年度の実績を記載しましたが、当初予算では20名、2,000千円を見込みましたが、申込者が多く、12月補正により増額し、最終的には46名、3,725千円を補助決定しております。助成対象別の補助人数は、医療、介護、福祉、教育関係の資格に基づき、市内事業所に勤務する方が24人、中小企業の市内事業所に勤務する方が17人、市内で農業・水産業等一次産業に従事する方が2人、市内で起業し、一年以上事業を継続している方が3人となっております。今年度も引き続き事業周知を実施してまいります。

「8 教育振興大会」については、昨年度は記載のとおり各部門において優秀な成績を収めた児童生徒等、合計117件の表彰を行ったところです。今年度は来年2月13日に市文化会館大ホールでの開催を計画しておりますが、正式には実行委員会において決定して参ります。

「9 除染廃棄物の保管・管理」については、平成24年度に、市除染実施計画に基づき、学校等の除染作業を行った結果、学校敷地内については基準値である毎時0.23マイクロシーベルト以下となっております。除染作業より発生した剪定枝等（除染廃棄物）の保管が課題となっております。今年度も引き続き児童・生徒の安全を最優先とし、当課の職員と学校職員との間で、管理状態や緊急時の対応などについて確認を実施するなど、適正に保管・管理して参ります。

ページ変わりました4ページです。「10 学校施設開放事業の運営等見直し」についてですが、多くの市民の皆様は、この事業を利用して頂いておりますが、一方では施設管理や緊急時の対応、更には新規参入が困難な状況があるなどの多くの課題を有していました。そのため昨年度、教頭会と検討会を複数回実施し、全体説明会の実施や緊急連絡時の対応改善等、新たな取り組みを開始しました。しかし、まだまだ多くの課題が山積しておりますので、今年度も引き続き、教頭会等と連携して、利用する側にとっても、また、貸す側にとってもメリットがある仕組みづくりに取り組んでまいります。

「11 統合校建設事業」ですが、ここでは総務課が関連する内容を記載してあります。今年度はいよいよ「校名」を決定します。記載のとおり統合校開校等準備委員会を自治会長、PTA会長、コミ会長、学校長で組織して協議を進めていきます。また、統合に当たってPTAに関連する事項についても多くの協議が必要となることから、PTA検討委員会を組織します。その他、開校に向けての具体的な内容を定める「実施計画」は秋頃を目途に策定し、公表していく予定です。各検討部会の進捗状況を総務課として図ってまいります。

次に、5ページです。文化財室の主要事業について、ご説明いたします。

「1 武田氏館運営事業」については、例年通りシルバー人材センターに受付業務等を委託する形で運営してまいります。

「2 史跡整備及び文化財保護」については、史跡調査事業については、引き続き虎塚古墳壁画の保存及び公開・活用、史跡等の維持管理を行ってまいります。文化財保護事業については、6月6日に「歴史講座 幕末の水戸藩士を偲ぶ」と題しまして、市民対象の文化財講座を実施してまいります。また、文化財指定に向けた調査の継続、文化財愛護協会への補助等を行うとともに、那珂湊支所「展示室」の企画・運営の一部を担ってまいります。なお、現在「お祝いしよう端午の節句」と題した企画展を開催しております。5月6日までの展示ですので、是非ご覧ください。

最後に「3 埋文センター運営及び埋蔵文化財調査事業」についてですが、埋蔵文化財調査センター運営については、例年どおり、センターの管理業務を、ひたちなか市生活・文化・スポーツ公社に委託します。また、埋蔵文化財調査事業につきましては、国庫補助を活用し、調査対象区域の住宅建設時等における、試掘調査や発掘調査を実施するものに対する補助で、本年度は35件程度を見込んでおります。

施設整備課長 続きまして、施設整備課の主要事業について説明いたします。

「1 小学校建設事業」ですが、田彦小において令和3年度から児童数の増加に伴う教室不足が想定されるため、今年度から校舎の増築を進めます。教室8部屋、トイレ2ヶ所、配膳室2ヶ所の約940平方メートルの鉄骨2階建て校舎を増築します。

「2 施設整備事業」ですが、小学校においては、初めに、中根小で行う給食仮荷受所整備工事です。中根小では来年度給食室改修を行う予定ですが、工事期間中は給食センターからの配食となるために当該工事を行います。続いて、老朽化に伴う屋上防水改修工事は、東石川小・佐野小で予定しております。バックネット改修工事は、市毛小で予定しております。倉庫改築工事は、前渡小・佐野小で予定しております。老朽化による渡り廊下改築工事は外野小で予定しております。続いて、東石川小で行う給食室空調設備設置工事ですが、改修終了後の給食室内において空調設備の容量不足との声があることから、設備を増強する工事となります。

繰越事業については、始めに空調設備設置工事です。こちらは全ての小中学校に空調機を設置する工事で、すでに工事業者が決まっており事業を進めております。続いてトイレ改修工事です。今年度は中根小プール・

市毛小プール・高野小プール・田彦小プール・津田小プール・湊一小プールと外トイレ、湊二小プールのトイレ改修を進めます。給食室改修工事は佐野小で行います。ブロック塀等改修工事は昨年度から繰越で進めておりまして、6月末までに終了する予定です。

続いて、中学校においては、来年度の給食室改修工事に先立ち給食仮荷受所整備工事を勝田一中で行う予定です。佐野中で予定している昇降口スロープ改修工事は、自転車置場へ行く際のスロープが狭あいであるためにその幅を広げる工事です。繰越事業については、空調設備設置工事を小学校同様に八月末までの工期で進めてまいります。トイレ改修工事は、勝田一中プール・柔剣道場・外トイレ、勝田二中プール・柔剣道場、勝田三中柔剣道場、佐野中柔剣道場、大島中柔剣道場、田彦中柔剣道場で進めます。給食室改修工事については勝田三中を進めます。ブロック塀等改修工事については、勝田一中・勝田二中・佐野中・大島中で6月末での完了を予定しております。

「3 統合校建設事業」については、今年度から建設事業に取り掛かります。校舎建設工事と屋外運動場建設工事については、8月着工を目指します。プール棟建設工事については、今年度の12月着工を目指します。

学務課長 続きまして学務課の主要事業についてご説明いたします。

「1 小・中学校適正規模・適性配置の検討」については、現在具体化しているものが(1)平磯・磯崎・阿字ヶ浦地区小中一貫校でございます。二年後開校ということで今年度は詳細な検討に入っております。主要通学路安全対策の詳細検討については、グリーンベルトや防犯灯など必要な部分を今年度中に洗い出して、来年度予算化します。湊線利用時の安全対策等の詳細検討については、父兄からの心配が一番大きいところがホームからの転落となっており、転落防止柵の導入について関係者と検討を行い、今年度中に詳細を決定し国庫補助の要望を進めます。今年度から予算化した湊線の体験会の実施については、統合校に通うことになる小学生及び現在の幼稚園生を対象としており、具体的な方法については今後検討します。

続いて、(2)枝川小学校です。過去にもPTAと意見交換の場をもち、適正規模・適性配置に向け合意形成を図ってきました。入学する新一年生が対象者の半数以下・多くて半数といった状況が続きましたが、31年度は10名中8名が枝川小入学を希望したことから、昨年までと状況が変化している部分があり、引き続き地域の方と方向性を確認しながら進めます。

「2 学校管理用備品の整備」については、学校・幼稚園の運営に必要な

な備品の整備となります。例年、机や椅子を始めとして新規の物あるいは買い換えの物に対し、計画的に予算付けをしながら行なっています。(3) 防犯カメラですが、すでに設置されている学校・幼稚園は半数以下となっております。昨年度までは予算を足しながら年数校ずつ設置していましたが、全国的な治安の悪化や学校からの強い要望があり、未整備となっている枝川小ほか12小学校、大島中学校ほか2中学校、勝倉幼稚園ほか7幼稚園全てに設置いたします。

「3 学校教育用備品」については、小・中学校の授業で使用する備品になります。(1) 教育振興備品の整備については、楽器等について高額であることから29校全てではなく、小・中学校併せて5校ずつローテーションで購入を進めております。(2) 理科教育等振興備品の整備については、理科・算数・数学の教材備品について学校の要望を受け、国庫補助により整備を進めております。(3) 図書の整備については、学校規模に応じた整備となるよう適切な予算付けをしながら進めております。

「4 小・中学校ICTの推進」についてですが、(1)のタブレット機器については30年3月に導入し一年が経過しております。引き続きICT指導員による支援研修等を行いながら課題等を集約し、さらなる活用に努めます。(3) 統合型校務支援システムの導入についてですが、こちらは教員の働き方改革に直結する部分でございます。先生方が学校で行う授業以外の事務について、学籍・出欠管理、成績管理、保健管理、徴収金管理等様々なものがありますが、当システムを整備することで一元的な管理が可能となり、事務の効率化やより効果的な成績評価などが可能となります。近隣の市町村ではすでに導入しているところが多くあります。そうしたことから、小・中学校29校全てに今年度導入します。年度前半にシステムの構築を行い、1月に仮稼動し、先生方の操作研修を行いながら来年4月に当システムに切り替える予定です。

「5 幼児教育の振興」については、子ども・子育て支援新制度の施行に基づく施設型給付費あるいは子育て支援施設等利用給付事業費といった内容になります。なお、今年10月から幼児教育の無償化が始まることとなっており、現在、法案が国会で審議中です。おそらく9月議会になるかと思われませんが、法案が成立ししだい、幼稚園の授業料徴収条例等について改正を行います。(1)の施設型給付費については、国が定めた幼稚園での教育・保育にかかる費用である公定価格から、利用者負担額を引いた金額となり、こちらを国・県・市で按分し幼稚園に支払うという制度になります。こちらの制度における利用者負担額が10月から無償になる予定です。金額で申しますと半年分で8,470万円、年間1億6,00

0万円強の保護者が負担している部分が無償化されるということになります。

(2) 子育て支援施設等利用給付事業費ですが、こちらも保護者負担分を無償化するものとなります。幼稚園無償化給付については、まだ新制度に移行していない園がわずかながらあり、そちらに対しては従来どおり就園奨励費という補助金を出しております。そちらでまかなえない保護者負担分については同様に無償化されます。幼稚園預かり保育無償化給付については、保護者が負担し市内6園で行っているものですが、こちらを無償化します。

「6 学校給食用備品の整備」から学務課保健給食室の事業になります。

「6 学校給食用備品の整備」については、初めに学校給食用備品等の整備になります。(1) 給食室の改修に伴う学校給食用消耗品の整備については、今年給食室改修を行う佐野小学校・勝田三中で消耗品や機械器具を新しく購入します。(2) 老朽化した学校給食用厨房備品の買い換えについては、改修とは関係なく老朽化した部分を順次更新していくというもので、具体的には食器洗浄機や消毒保管機などになります。続いて、今年度5箇年計画による単独調理校の食器の買換えの対象となるのは勝田三中となります。計画的に食器の買い換えを進めており、今年度の勝田三中ですべての買い替えが終了します。今後は老朽化の具合を見ながら新たな5箇年計画により整備していきます。

「7 学校給食室の環境整備」についてですが、こちらは給食室で使用するエアコンのリース料になります。現在、給食室の改修を順次進めておりますが、改修が実施されるまでエアコンがないことから、昨年度から改修までの間はリースによってエアコンを整備しています。学校給食衛生管理基準によって給食室の望ましい温度が示されているほか、夏場や冬場に労働環境が非常に厳しくなることからエアコンを整備し対応をしています。

「8 給食費のありかたの検討」については、一昨年の総合教育会議にて提案したものになります。物価上昇が続き、給食の質や食育への影響が大きくなってきているため、10月の増税の影響も見極めながら、公会計化あるいは公費負担を含め今年度中に一定の結論を得たいと考えています。もう一つの大きな課題となるのが、県が先月発表した勝田高校の中・高一貫校化に関してとなります。開校は2年後の平成33年度です。県からは、中学生に対して給食を提供してほしいという内々での依頼がきており、どのような形であれば実施できるのかという協議を県と進めてい

きます。

「9 就学援助費・特別支援教育就学奨励費の支給」については、経済的な理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対し、援助を行っています。(1) 要保護就学援助費については、こちらは国庫補助事業となります。生活保護法による教育扶助を受けている世帯の方が対象となります。医療費と中学校の就学旅行費が生活保護法による教育扶助の費目がないことから、支給を行っています。

(2) 準要保護就学援助費については、前年収入が生活保護法による最低生活費の1.4倍未満の世帯が対象となります。費目の中で新しいものとして、今年度から卒業アルバム代を追加しています。また、新入学学用品費等については、31年度から単価を引き上げることとしました。昨年度から入学前支給を行っており、30年度の単価のままだと同一学年で差が出てしまうため、今年3月に行った入学前支給から単価を引き上げています。30年10月に生活保護基準が改定され、世帯の人数や子どもの年齢など様々な項目により生活保護基準が上下しますが、準要保護就学援助費では新旧両基準を併用し、新基準で認定外となることがないような措置をとっています。

続いて、生活困窮への支援ではなく、特別支援学級に就学している児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するために(1)特別支援教育就学奨励費を国庫補助により支給しています。対象者は前年収入が生活保護法による最低生活費の2.5倍未満の世帯となります。費目に前年度からの変更はありません。

「10 東京電力福島第一原子力発電所事故対策」について、平成23年度から学校給食の食材での検査と、学校プール水の放射性物質の検査を今年度まで継続して実施しています。現在までどちらも放射性物質は不検出となっています。学務課からの説明は以上となります。

指導課長 平成31年度の指導課の主要事業について、ご説明いたします。

「1 不登校対策支援事業」についてですが、平成30年度の本市の不登校児童生徒数は、小学校69名、中学校110名で合計179名であり、前年度の128名を上回ってしまいました。今年度は、この事業を有効なものとするために、特に初期対応の状況など、学校とその取組を確認しながら、「新規の不登校を出さないこと」で減少できるようにしていきたいと考えております。

①心のサポーターについては、長期欠席傾向の児童生徒に対し、5名の心のサポーターが学校と連携しながら家庭訪問等を実施し、話し相手、遊び相手となりながら、状況の改善に向けて支援を行います。

② 絆サポーターについては、2名の絆サポーターを、那珂湊中、及び那珂湊中学校区内の小学校に派遣し、学校と連携して不登校児童生徒の登校支援や不登校の再発・未然防止に向けて支援して参ります。

③ 心の教室相談員については、4名の相談員が、いじめや不登校などの諸問題への対応を図るため、児童や保護者、教職員からの相談に当たり、問題の未然防止やその解消に努めて参ります。さらに、社会福祉士の資格を持つ2名の相談員は、家庭相談員として、専門性を活かしながら、問題を抱える児童生徒の相談、保護者の相談や支援、また、関係諸機関との連携などの対応を通して、問題の解決を図って参ります。

④ 教育相談員については、教育研究所において、6名の教育相談員が、幼児・児童生徒の教育上の諸問題について、来所や電話による相談に応じて参ります。また、適応指導教室「いちよう広場」において、集団への適応力を養い、社会的自立を促しながら、学校復帰を目指して参ります。

⑤ いじめ・不登校相談センター「カウンセリングアドバイザー」については、教育研究所に、2名の臨床心理士を配置し、いじめや不登校、発達障害による学校不適応等の問題に対して、専門的な見地から助言を行って参ります。

「2 スマイルスタディ・サポート事業」については、12名の非常勤講師を市独自に配置し、少人数指導やティーム・ティーチングなどによる個に応じた指導を実施して、学力向上を図って参ります。昨年度も特に算数・国語での活用が多く見られており、児童の基礎学力の定着という成果がございました。

「3 日本語指導協力者活用事業」については、日本語指導を必要とする幼児や児童生徒のいる園及び学校へ協力者を派遣して、学習指導・生活指導の支援を行うものです。現在、タガログ語、ポルトガル語などを話す対象の児童生徒13名、さらに新規の児童生徒7名が見込まれており、計20名を把握しております。日本語指導協力者は、市民活動課の「国際交流ボランティアバンク」に所属している方で研修を受講済みの方です。

「4 地域で支える生徒指導推進事業」については、家庭、地域社会、学校、関係機関等が連携しながら、生徒指導の一層の充実を図るものです。青少年の健全育成のための取組、「子供を守る110番の家」の設置など児童生徒の安全確保、挨拶運動など公共マナーの向上などに取り組んで参ります。

「5 研究推進校事業」については、「学級づくり研究推進校」に継続2年目の田彦小学校です。教育研究所に配置している学級づくりの研究推進員も活用して参ります。また、「小学校英語・外国語活動研究推進校」

に継続2年目の堀口小です。来年度から完全実施される小学校新学習指導要領を意識して先行的な研究を推進して参ります。

「6 学校介助員配置事業」については、小中学校に通常の学級及び特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒を援助し、適正な教育活動の充実を図るために学校介助員を配置いたします。介助員は7名増やして57名配置し、100名の児童生徒の介助に当たる予定です。身辺処理の介助、危険行動防止等の安全に配慮した介助などを行います。

「7 司書教諭補助員配置事業」については、5名の司書教諭補助員を各校に巡回するように配置し、学校図書館の環境整備を実施するとともに、司書教諭と連携して授業で活用できる情報を提供するなど、学習・情報センターの機能を持たせる試みを行います。児童生徒の読書活動の推進と学習指導の充実を図って参ります。

「8 学力向上推進プロジェクト事業（学びの広場）」については、県の事業でございます。夏休みなどに、小学校4・5年生を対象に、算数の四則計算等の基礎的な学習を中心に各学級10時間実施いたします。地域の方をサポーターとして活用し、個に応じた支援及び補充的な学習の場として定着しております。また、中学校でも中学1・2年生を対象として、数学の基礎的な学習を、夏休み以外も含め、年間を通して各学級15時間実施して参ります。

「9 いじめ問題対策推進事業」については、いじめ防止対策推進法の策定を受け、教育委員会においては「いじめ問題対策連絡協議会」と「いじめ問題調査委員会」を設置し、その運営に当たっていくものでございます。これは、いじめ問題の未然防止や早期発見、重大事態への対応及び同種事案の再発防止を図り、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するものでございます。

「10 学習支援事業」については、「ひたちなか未来塾」と称しているもので、平成29年度より実施しています。家庭における生活環境が児童の学習の遅れにつながるケースがあることから、教育委員会・学校・市の福祉部門・市民の連携により、小学校5・6年生を対象に、放課後の空き教室で学習支援を実施するものです。必要に応じて心の教室相談員の家庭相談員とも連携し、家庭への支援・指導を行い、児童の学習や日常生活の習慣の確立を図って参ります。昨年度同様12校で実施いたします。

【質疑、意見等】

石田委員 奨学金の返還に際して、日本学生支援機構では、奨学生本人や連帯保証人が返還できないために保証人が返還する場合、未返還額の半額しか支

払義務がないところを、その旨を案内しないまま全額を請求し、多くの場合に全額の返還を受けているようですが、ひたちなか市ではどのようなになっていますか。

総務課長 保証人は未返還額の半額しか支払義務がないというのは、民法上の規定になるため、ひたちなか市の奨学金の場合も該当します。当市では保証人への請求にまで着手できておらず、よって、保証人に未返還額を全額請求しているという事例もありません。また、連帯保証人に対しての請求も現時点で行なっておりません。しかし、当市の昨年度当初の奨学金滞納額700万円強、返還済額140万円弱で収納率19.5パーセントと低い率となっております。このことから、連帯保証人や保証人に対して、奨学金の滞納があるという通知はすでに送付しておりますが、こうした現状を踏まえ、今後連帯保証人または保証人への請求に着手する場合には、注意して取り扱っていきます。

白石委員 ひたちなか未来塾は対象者を学力低下が見られる児童生徒としていますが、参加したことにより成績が上がったという具体的なデータはありますか。

指導課長 あります。ひたちなか未来塾に参加した児童の、毎年1月に県で学力診断のため行っているテストの結果を参加前後で比較しています。算数の結果についてお話いたしますと、参加後は参加前の倍の点数をとれるようになった児童や、平均点以下から平均点以上になった児童もいますが、全員があがったわけではありません。学年で見ると、対象としている5、6学年の小学生のうち、5年生は点数が上がった児童が多いですが、6年生は学ぶ内容に難しい部分もあるため点数の伸びはばらつきがあります。また、指導しているのは非常に簡単な内容のため、効果があるのはもともと算数が苦手な児童となり、もともと算数が得意な児童に対しては特に効果がないというのが現状です。

石田委員 児童生徒はタブレットを利用してどのような学習をしていますか。

指導課長 タブレットに入っているアプリを利用して、プログラミング的思考を学んでいます。また、ローマ字を学習するのが3年生のため、文字入力はその後の方がスムーズであるといった発達段階に分けた指導をしています。具体的に言いますと、低学年では、生活科において検索をしたり写真を撮ったりといった利用方法が多いです。高学年では、総合的な学習の時間における調べ学習や、社会科や図工などの普段の授業中に映像や画像の資料を提示するために利用しています。プログラミング学習については、昨年度に基礎的な部分を学習し、今年度以降本格的に学習をしていきます。

《青少年課・図書館》

青少年課長 青少年課の主要事業について、ご説明いたします。

「1 放課後子どもプラン」として、(1) 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)については、児童福祉法に基づき保護者が仕事や病気等により昼間家庭にいない場合に、児童の健全育成を図るため実施しております。平成30年10月から、受益者負担の観点から有料化を実施し、保育料は月2,000円、8月は4,000円としております。生活保護世帯や就学援助世帯は無料で、昨年度は103件ありました。

①学童クラブについては、小学校4年生までを対象に市内の小学校20校において37教室(前渡小学校で昨年度より1教室増)を開設しております。利用児童は3月末時点で、(平成31年度の学童クラブ入会予定者数は)定員が2,146人で利用承認者数が1,811人となっております。小学校20校のうち那珂湊第三小学校を除いて空きがある状態となっております。那珂湊第三小学校については、11名が待機児童となっておりますが、今後保護者へ民間への案内や現在の状況について、緊急性があるかどうかなど聞き取りを実施してまいります。放課後児童支援員の人員につきましては、嘱託職員が93名、有償ボランティアが104名となっております。開設時間は、授業終了から午後6時までとなっております。夏冬春休み、毎月第一土曜日は午前8時から午後6時までとなっております。4月27日から5月6日までの大型連休の学童クラブの対応でございますが、学童クラブについては、初日の27日のみ開設してまいります。保護者への周知については、教育メールでの配信や市ホームページ、支援員から保護者へ直接お伝えしているところであります。

②民間学童クラブへの運営補助につきましては、12箇所、18クラブに対して行ってまいります。③公立学童クラブの施設設備として、パソコン、プリンター、冷蔵庫等備品を購入してまいります。④高野小学童クラブの施設のリースのほか、新たに堀口小学校に建設する学童クラブ専用施設のリース料です。⑤平成31年度は、前渡小、長堀小(専用プレハブで2クラス)で平成32年度の学校敷地内専用室の完成に向けて設計業務を行ってまいります。

続きまして、(2) 放課後子ども教室については、放課後の安全安心な居場所を提供し、多様な体験活動や交流活動を行うことができるよう開設しております。実施校は、那珂湊第二小、那珂湊第一小、中根小、高野小で開設してまいります。開設日は、放課後及び土日となっております。活動内容は、学習支援や地域の方との交流やスポーツ、文化活動を行って

おります。

次に「2 青少年育成」の(1)青少年育成事業については、①洋上学習については、小学6年生を対象に、7月21日から25日の日程で実施してまいります。②自然体験キャンプについては、小学5・6年生を対象に、8月22日から24日に、常陸太田市里美野外活動センターで実施してまいります。③青少年仕事体験交流事業については、小学5・6年生を対象に、ひたちなか海浜鉄道の乗車体験を8月に実施してまいります。④青少年のための科学の祭典については、11月2日、3日に産業交流フェアに合わせて開催してまいります。⑤成人の集いについては、来年1月12日文化会館で実施してまいります。⑥引き続きユネスコ協会へ補助を実施してまいります。

(2)子どもの遊び場については、市内に20箇所ある子どもの遊び場のうち遊具がある12か所で、毎年安全点検を行っており、老朽化した遊具のあるところについては、管理を任せている自治会と話し合ったうえで撤去しております。

「3 青少年団体等育成」については、ガールスカウトをはじめ青少年団体5団体に対し、例年どおり補助金を交付し支援してまいります。

「4 青少年相談事業」につきましては、嘱託職員の特別青少年相談員3名による相談業務を行っておりますが、昨年度の相談件数は95件で、相談内容の主な内容は、友達関係、不登校、いじめ等の人間関係の悩みとなっています。月1回行っている特別青少年相談員と青少年相談員91名による街頭指導も引き続き実施してまいります。

「5 社会教育委員」については、任期ごとにテーマを決めて、調査研究を行い、提言をいただいております。現在のテーマは「小学生時代に体験させたいこと」で、アンケートを前年度に実施、今年度提言書としてまとめることとあります。

青少年課の主な事業については以上でございます。

中央図書館長

中央図書館の主要事業について説明いたします。

「1 図書館運営」については、本年度も、中央図書館、那珂湊図書館、佐野図書館及び津田コミュニティセンター内の津田分室の適切な運営に努めてまいります。大型連休中の開館日については、5月の国民の祝日は休館日となっておりますので、5月3日・4日・5日は例年休館しておりますが、これに加えて5月1日を休館日としまして、それ以外の日は開館することとしております。

「2 図書充実」については、図書資料の新鮮度を保ち内容の充実を図るため、引き続き図書資料及び視聴覚資料の購入を進めてまいりたいと

考えております。図書資料が約 16,500 冊、CD、DVD 等の視聴覚資料が約 400 点を予定しております。

「3 図書館読書振興」については、読書振興を図るための各種講座、教室等を 3 館で開催してまいります。内容としましては、作家・文学研究者などを講師とした講演会、歴史・文学などのカルチャー講座、戦争体験を聞く会、大人の音読会、佐野図書館開館 20 周年記念講演会、文芸ライブなどとなっております。

「4 図書館施設整備」であります。①の中央図書館整備支援等業務委託につきましては、新中央図書館の整備に向けて、専門機関に引き続き支援を受けながら、複合施設の可能性や整備候補地等について総合的な検討を進めてまいりたいと考えております。②の那珂湊図書館増築及び改修工事につきましては、那珂湊図書館の機能拡充のための増築及びエレベーター設置等の改修工事を実施してまいります。増築部分には、休憩スペース・おはなしの部屋・学習コーナー・書架の設置を予定しております。③の佐野図書館トイレ改修工事設計業務委託については、1・2階のトイレを全面改修するための設計を行ってまいります。工事は来年度に実施することを予定しております。④中央図書館天井等塗装工事については、現中央図書館の適切な維持管理ための工事を実施してまいります。その他、那珂湊図書館の増築に伴う備品、消耗品の購入等を予定しております。

「5 子ども読書活動推進」については、子ども読書活動推進計画に基づく施策の取り組みを通して、子どもの読書活動を推進してまいりたいと考えております。内容としましては、読み聞かせボランティアによる定例のおはなし会、「こどもの読書週間」や夏休み等における体験教室、佐野図書館開館 20 周年記念事業（ライトノベル作家によるワークショップ形式の講演会）、図書の福袋を貸し出すハッピーバッグ事業、テーマ別の図書をパックにして小中学校に貸し出す学校図書館支援事業、幼児向けブックリスト（3 歳から 6 歳児におすすめの絵本のリスト）、子ども向け利用案内の印刷となっております。また、保育所、幼稚園への大型絵本・大型紙芝居等の貸出サービスを今年度から開始したいと考えております。

その他（1）新中央図書館整備基本計画について

中央図書館長 それでは、新中央図書館整備基本計画についてご説明させていただきます。計画書の方は、74 ページに及ぶ内容となっておりますので、概要版の方でご説明させていただきます。計画書は後ほどご参照いただければと思います。まず、目次をお開き願います。「1. 計画策定にあた

って」から「6. 新中央図書館の整備候補地」まで、6章だでの構成となっております。

1ページをお開き願います。「1. 計画策定にあたって」につきましては、平成29年度に実施しました「中央図書館整備調査」の内容を抜粋したものとなっております。この調査において、整備理念を「まなび・みのり・あそびでまちの未来を拓く図書館」としました。2ページから4ページには、「市民ニーズの調査結果」を掲載しております。市民アンケートや聞き取り調査、公募市民によるワークショップを実施しております。「2-1 市民アンケート調査」につきましては、無作為抽出した18歳以上の市民2,000名を対象に実施し、803票の回答が得られ、回収率は約40%となっております。約半数の方が1年以内に図書館を利用しておまして、来館手段については、4人3人は自家用車となっております。徒歩や自転車、公共交通を利用して来館される方の利便性ととも、一定規模の駐車場の確保が必要になるものと考えております。新中央図書館に望むこととしましては、「ゆったりとくつろいで読書ができる」、「カフェなどで読書や飲食ができる」、「パソコン作業やWi-Fi利用ができる」等が上位となっております。ゆとりある読書空間の整備や充実した読書・学習環境の整備が求められているものと思いません。

少し飛びまして4ページをお開き下さい。「2-4 市民ワークショップ」につきましては、公募市民の参加により2回のワークショップを開催しました。新中央図書館に望む機能としましては、子ども連れの方や中学生・高校生、高齢者や障害者の方など、多様な利用者に対応した読書・学習環境の整備のほか、会話や交流・滞在のための環境の整備へのニーズが見られました。

5～7ページには、「新中央図書館で実施するサービス計画」をまとめております。「3-1 まなび」につきましては、市民の読書活動や学習活動を支援するサービス、「3-2 みのり」につきましては、市民の生涯学習を支えるサービス、「3-3 あそび」につきましては、子どもに焦点を当てて、子どもたちの知的好奇心を刺激し、遊びを学びにつなげるためのサービス、「3-4 未来へ」につきましては、本市ならではの、まちづくりやひとづくりに貢献するサービスとなっております。なお、このサービス計画は、市民ニーズの調査結果を反映させた内容となっております。

7ページの後段からは「新中央図書館の施設計画」となっております。先ほどのサービス計画を踏まえて、必要な部屋と用途・機能、施設

の規模等をまとめております。施設整備の基本的な考え方としましては、市民にとっての立ち寄りやすさや利用のしやすさ、分かりやすさ、快適性などに配慮してまいりたいと考えております。また、将来的なニーズや情報技術の変化にも対応できる空間構成としてまいりたいと考えております。

8 ページの後段の「4-2 施設の規模」につきましては、新中央図書館の延床面積は約 5,500 m²を基本として、ゆとりある空間を整備してまいりたいと考えております。

10 ページの「新中央図書館の管理運営方針」につきましては、まず、「開館日・開館時間」は、市民アンケートでは、いずれも「現在のままでよい」が最多となっておりますが、他市町村の状況等を踏まえて今後検討していくこととしました。「管理運営手法」につきましては、基本的には直営で行うものとしております。

「新中央図書館の整備候補地」につきましては、建物の規模を 5,500 m²、駐車場の規模を 110 台として、整備イメージを検討しております。候補地は、「候補地 1-A 現況敷地」から「候補地 3 東石川第 4 公園グランド敷地」の 4 か所となっております。

最後の 10 ページには、比較検討をした結果をまとめております。「候補地 1-A 現況敷地」につきましては、勝田駅に近くアクセス性は良い場所ですが、敷地が狭く目標とする施設規模を整備できないことがわかっています。また、現中央図書館を取り壊してから整備することとなるため、休館の期間が長期にわたることなどの課題があります。

「候補地 1-B 元町駐車場敷地」につきましては、「候補地 1-A」と同じく勝田駅に近く、分かりやすい場所となりますが、立体駐車場の整備が必要なことや交通渋滞や安全性の面が懸念されることなどの課題があります。

「候補地 2 旧青少年センター・旧生涯学習センター等の敷地」につきましては、アクセス性の良い場所で昭和通りに面した分かりやすい場所への立地となります。また、建物は既に解体されているので、建替えたために長期に休館する必要はありませんが、商工会議所利用者分の駐車場を確保するには立体駐車場の整備が必要なことや、その場合にはひたちなか祭りの本部運営などイベントでの活用が困難になることなどの課題があります。

「候補地 3 東石川第 4 公園グランドの敷地」につきましては、低層の建物で目標とする施設規模を整備することが可能で、駐車場も平面駐車場が必要台数を確保することができます。課題としましては、野球

やグラウンドゴルフ等の利用者に影響が生じることなどが挙げられません。

整備地については、魅力的な図書館を建設するにあたり極めて重要な要素であることから、引き続き総合的に検討を進めていくものとしております。複合施設の可能性も視野に入れながら、他にふさわしい敷地があれば加えて検討するなど、あらゆる可能性を踏まえた検討を引き続き行ってまいります。

【質疑、意見等】

石田委員 候補地2（旧青少年センター・旧生涯学習センター・市営勝田中央駐車場等敷地）内に中央公民館は現在もありますか。

中央図書館長 中央公民館は現在ありません。中央公民館が旧生涯学習センターになり、旧生涯学習センターも現在は取り壊されて更地になっています。

石田委員 商工会議所と新中央図書館を一つの建物にした場合、平面駐車場が確保できるということはあるでしょうか。

中央図書館長 駐車場として利用できる敷地が広がるため可能性はありますが、現時点では検討していません。

その他（2）平成31年度教育委員会関係行事予定について

事務局 事務局より、平成31年度教育委員会関係行事予定についてご説明いたします。教育委員会定例会については、毎月第2水曜日を基本に日程を組んでいますが、教育長や教育委員の都合により、日程が変更となる場合があります。定例会と併せまして、教育施設の訪問を計画しております。今年度は6月の東石川幼稚園、10月の佐野中、11月の那珂湊第一小です。なお、5月8日に予定していた三反田小での定例会は、5月17日にふぁみりこらぼで開催することとなりました。

大きな行事としまして、5月31日に関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会・研修会がございます。今年度は山梨県北杜市が会場となっております。例年、この研修会に併せて、先進地の視察を行っております。現在のところ、歴史資料活用の先進事例として、山梨県甲府市武田氏館跡歴史館の視察を検討しております。続いて、10月7日、8日に富山県で開催される市町村教育委員会研究協議会が予定されています。その他、教育委員会事務局の行事としまして、7月26日の夏季研究協議会、2月13日の教育振興大会が予定されています。

この他、市内小・中学校の入学式、卒業式など教育委員に出席いただく行事もありますので、随時ご案内いたします。

【質疑, 意見等】

特になし

教 育 長 (閉会の宣言)

閉会 16 : 20